

令和元年8月8日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和元年8月8日
開会 10時55分 閉会 11時48分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 東口隆弘 副委員長 田口廣之
委員 藤谷謹至 小島智恵 小川純文 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 石川康弘 内山美穂子 若山和幸 岡本眞利子
荒貴賀 酒井はやみ 野原恵子 谷口和弥 千葉幹雄
澤村記者(勝毎)
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
教育部長 山端広和 住民福祉部長 合田利信
学校教育課長 宮田哲 こども課長 西田建司
学校教育係長 塚本真敏 保育係長 菅原隆行
- 6 事務局 事務局長 細澤正典 課長 半田健 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件および審査結果 別紙のとおり
 - 1 付託された陳情の審査について
議案第50号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
 - 2 その他

総務文教常任委員会委員長 東口隆弘

◇審査内容

(開会 10:55)

- 委員長（東口隆弘） 大変ご苦労様でございます。ただ今より、総務文教常任委員会を開会いたします。次第に沿って進めてまいりますので、ご協力のほどよろしくどうぞお願いいたします。1 付託をされた議案の審査について、議案第50号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてであります。説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（山端広和） 議案第50号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの改正内容につきましては、先ほど副町長から改正条文の説明がありましたので、お手元の資料に基づき、はじめに住民福祉部長からは、1ページから3ページまで保育料の無償化および副食費に係る全体的な内容について、その後、私からは、議案説明資料と資料4ページにより、ご説明を申し上げたいと思います。

- 委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

- 住民福祉部長（合田利信） 私からは、お手元の資料に基づきまして、保育料の無償化および副食費の徴収に係る全体的な内容をご説明申し上げます。

お手元の資料の1ページをご覧ください。1 保育料の無償化についてであります。本年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育および保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、本年10月から幼児教育、保育の無償化が実施されるものであります。

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料の無償化であります。カッコ書きにありますように、今回の条例改正より無償化する内容であります。①幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児までの全ての子どもの保育料を無償化するものであります。食材料費、通園送迎費、行事費など、実費徴収している費用については無償化の対象外となります。次に②住民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの子どもの保育料を無償化するものであります。次に③無償化の対象人数であります。平成31年度当初の人数で申し上げますと、①3歳から5歳までの保育料の無償化の対象人数は635人でこのうち、生活保護世帯、多子世帯およびひとり親世帯などの世帯に属する子どもで、現行条例により既に保育料が無償化となっている74人を除き、このたびの条例改正により新たに561人が無償化となります。また、②住民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの子どもの対象人数は22人で、このうち現行条例により既に保育料が無償化となっている19人を除き、このたびの条例改正により新たに3人が無償化となります。

続きまして、(2) 新制度未移行幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化についてであります。こちらは、カッコ書きにありますように子ども・子育て支援法の改正により無償化が実施されるものであります。①の新制度未移行幼稚園であります。子ども・子育て支援法に基づき平成27年度に創設された新設制度に移行していない幼稚園のことであり、この施設を利用する場合は月額上限25,700円までの保育料が無償化となります。次に②幼稚園の預かり保育を利用する場合は、保育の必要性の認定を受けた場合において、幼稚園保育料の無償化の上限25,700円に加え、利用実態に応じて認可保育所における保育料の全国平均であります。月額37,000円と幼稚園保育料の無償化の限度額との差額であります最大で月額11,300円までの範囲で利用料が無償化となります。次

に③認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業等を利用する場合は保育の必要性の認定を受けた場合において、認可保育所における保育料の全国平均であります月額37,000円までの利用料が無償化となり、また0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円までの利用料が無償化となります。

続きまして、(3)無償化の実施に関する負担割合についてであります。①負担割合については、国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1となっておりますが、町立の幼稚園および保育所については、町が10分の10で全額負担となります。次に②初年度であります本年10月から翌年3月までの経費につきましては、全額国費で負担され、子ども・子育て支援臨時交付金が交付されますが、翌年度以降は交付税措置となります。

続きまして、2ページをお開き願います。(4)幼児教育、保育の無償化の全体像についてであります。こちらの表につきましては、先ほど説明いたしました無償化の内容についてまとめたものであり、太線で囲っております部分については、今回の条例改正に該当する幼稚園、保育所、へき地保育所等となっております。表の縦軸であります、左側の項目につきましては、施設もしくは事業として1の新制度移行幼稚園、保育所、認定子ども園から下段にあります7のファミリーサポートセンター事業までの7区分となっており、縦軸の真ん中の項目につきましては、左側の施設もしくは事業に対応した0歳から2歳児、3歳から5歳児の保育料の無償化の内容であります。縦軸の右側の項目につきましては、認定区分ごとの対象施設となっており、本町の子どもが現在利用しております町内、町外のそれぞれの施設を掲載しておりますので、後程ご覧願います。

続きまして、3ページをお開き願います。2 副食費の徴収についてであります。保育料の無償化に伴い条例改正により各施設において副食費の徴収する規定を追加するとともに年収が360万円未満相当の世帯に属する子どもと全ての世帯において、幼稚園では小学校3学年以下の年長者からカウントし、保育所およびへき地保育所では、小学校就学前の年長者からカウントする第3子以降の在園児の副食費の徴収を免除するものであります。また、本町では町内5か所の認可保育所を利用する3歳以上の子どもに対して平成28年4月から主食を提供してまいりましたが、本年10月からは主食提供事業を拡充し町内すべての幼稚園およびへき地保育所の子どもの給食費に係る主食相当分を町が負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ろうとするものであります。

(1)徴収方法および主食提供事業の拡充についてであります。①町内5か所の認可保育所については、これまで副食材料費は保育料の一部として保護者が負担し、主食は町負担で提供しておりますが、本年10月からは副食材料費として月額4,500円を保護者が負担し、それぞれの保育所において副食材料費を徴収することとし、主食は従来どおり町負担で提供するものであります。次に②町内2か所の幼稚園と6か所のへき地保育所については、これまで給食費を保護者が負担し、給食センターに納めておりますが、本年10月からは主食提供事業の拡充に伴い、主食相当分として1食40円を町が負担することから、主食相当分を除く副食費を保護者が負担し、それぞれの施設において徴収するものであります。

次に3 国が定める特定教育、保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う条例改正についてありますが、改正する主な内容として(1)保育料の負担を満3歳未満の保育に限定することにより3歳以上の保育料を無償化するものであります。(2)3歳以上の保育料の無償化に伴い当該保育給付費の特例に関する経過措置を削除するものであります。

以上、私からの説明を終わらせていただきます。

○委員長（東口隆弘） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 続きまして、私からは議案第50号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきまして、議案説明資料とお手元の資料4ページに基づき、改正の内容をご説明申し上げます。はじめに、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。議案説明資料の2ページをご覧ください。

改正の1点目となります保育料の無償化の施行に関わりまして、現行条例の第4条保育料の規定を削除するとともに、第6条保育料等の減免、3ページになりますが、第7条保育料等の納付期限の規定の一部を改め、加えて別表第1の保育料金表を削るものであります。

次に、改正の2点目となります副食費の徴収につきましては、改正条例の第7条として徴収規定を追加するものであり、第2項において、給食費は給食を提供するために現に要した額とし、第3項において本年10月から給食費に係る主食相当分を町が負担いたしますことから、その額を減じて保護者に請求するものと定めるものであります。また、第4項は、副食費の徴収免除について規定するものであり、第1号では年収360万円未満相当の世帯に属する園児、第2号では小学校3学年以下の年長者から順に3人目以降となる園児、それぞれの副食費を徴収しないものと定めるものであります。

以上が、条例改正の内容となりますが、本条例の一部改正による保育料の無償化と副食費の徴収および免除につきまして、お手元の資料において整理しておりますので、4ページをご覧くださいと思います。こちらは表につきましては、左側に現行条例の別表第1、保育料金表となっており、第1階層から第5階層まで、階層区分ごとに月額保育料の額を定めております。このたびの条例改正により、全ての階層の保育料が、矢印の右側の表のとおり無料となるものであります。また、右端の副食費につきましては、第1階層から年収360万円未満相当の第3階層までの世帯に属する子どもについては免除となり、第4階層および第5階層の世帯に属する子どもについては、1食154円の副食費となりますが、小学校3学年以下の年長者からカウントした第3子以降の在園児については、この階層においても免除となるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（東口隆弘） 以上で説明が終わりました。それでは委員の皆様から質疑を求めたいと思いますので、質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 総務文教常任委員会ですから、付託された50号に関わっての質疑をすることだと思うのですが、前段に、基本となる今回の改正について、総枠のご説明をいただきましたので、まずその総枠の中でお尋ねしたいことがいくつかありますので、伺いたいと思います。今回の改定は、保育料の無償化ということで、幼児子育て支援策の一環というふうにも思えるものだと思います。ただ、現実には今、全員が無償化になった訳ではなくて、資料にありますように0歳から2歳につきましては、非課税世帯のみということでありました。ここで新たに対象になる人は5名ということになったんですけれども、有償化に引き続きなっている対象世帯、お子さんの人数はどのくらいになりますか。

それとですね、この仕組み上、有り得ないのかなというふうには思いますが、保育料は

無料になりました。今までは保育料の中に副食費が入っておりました。しかし、今回は、保育料のみが無償で副食費は有償となりました。その差額、たぶんないと思うのですが、逆にも、逆に保育所に支払うお金が引き上がったという事例はないのでしょうか。起き得ることはあるのでしょうか。

○委員長（東口隆弘） こども課長。

○こども課長（西田建司） それでは私の方より、2点目の副食費を徴収することによって、今までの保育料金を上回ることがないかという質問をお答えしたいと思います。先ほどの資料の4ページにございました、こちらの料金表の方をご覧いただきたいと思うのですが、第1階層については既に保育料0円ということで該当してくる方が2階層以上となるのですけれども、ご覧の月額保育料ですので、まず幼稚園の方で行きますと、1食154円ですので、週2食ということからこちらの2,000円を上回ることはいない。既にこちらでも0円ということになりますので、上回ることはいないということでございます。

○住民福祉部長（合田利信） 大変申し訳ございません。全体としては0から2歳は183人、入所されているということであります。先ほど説明した22人を引きますと161人ということでございます。

○委員（中橋友子） 今のお答えですけれども、さらに新しい制度になったときに3人が加わるということですよ。ですから、183人から22人とさらに3人をプラスして引いた人数は有償になるということではないのでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 現在22人で対象のうち19人が無償です。新たに3人でそれで22人ということでありますので、183から22を引くと、有償というのは現在161人ということでございます。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。今、働く女性を支援するというそういう位置づけもあるでしょうから、0歳から何故、国は無償にできなかったのかなという非常に残念な思いがあるんですけれども、実際に階層別にいきますと相当共稼ぎ家庭などは高くなっていくんじゃないかと思うんですが、161人の内訳、その階層別の人数ってわかります。わかったら教えてください。わかったらでよろしいです。それとですね、前段お答えいただきました給食費の関係なんですけれども2日間、町が提供しているのということでありましたけれども、幼稚園独自でその他に給食を提供されているということがあると思うんですけれども、その関係ではどうなりますか。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） まず、ご質問の1点目の階層別ということなのですが、大変申し訳ございません。階層別の資料が手元にないということで申し訳ございません。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 後日、資料としていただきたいと思います。委員長よろしく願います。

○委員長（東口隆弘） わかりました。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田哲） 私の方から幼稚園2日間、町の給食センターから給食を提供している場合がございますが、残りの日数につきましては、保護者が弁当を持って来たり、午前保育であったりとそういった対応をされているかというところでございます。

- 委員長（東口隆弘） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） それは、既に新制度に移行されましたわかば幼稚園、それから移行していない幕別幼稚園、帯広に通ってらっしゃる方もいるということでありましたが、それ含めて今のお答えですか。
- 委員長（東口隆弘） 学校教育課長。
- 学校教育課長（宮田哲） 今、私が申し上げましたのは、わかば幼稚園と幕別幼稚園については、週2回町から給食を提供しておりますので、残りの分は弁当と午前保育というところをご説明申し上げたところでございます。
- 委員長（東口隆弘） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） そうしますと、今回の無償化によって新たな負担は生じてはいないということで安心をいたしました。もう一つ、今回、子ども・子育て支援法に基づく保育部分が随分変わりました、幕別町内の保育所も以前は常設保育所、へき地保育所、幼稚園ということでくくっていたものが、細分化されております。細分化の中で、なかなかわかりづらい面があるんですけれども、今回のもう一つの疑問点は無認可の、いわゆる認可していないところにも、国からお金がでていくということなんですけれども、幕別町の実態、無認可の施設がありますけれども、そこにもお金が出されることになります。無認可の状態が決して良いことだと思わないけれども、それであっても補助金が出るようであれば改善する努力っていうところにきちんと進行するように見えないという心配があります。そういう点ではどのようにお考えでしょうか。
- 委員長（東口隆弘） こども課長。
- こども課長（西田建司） ただ今の認可外保育所のお金の流れ、そちらの方なんですけれども、こちらの方についてはですね、新たな今回の子ども・子育て支援法の新設ということで、子育てのための施設等利用給付ということで新設された事業になります。そちらの方につきましては、国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1ということで、新たな給付制度ということで施設等利用給付ということで、そちらのお金まで賄われるという形になっております。
- 委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（合田利信） 今回の関係で、確かに認可外保育施設もお金がでるということで無償化が図られるということです。認可外施設につきましては、国の方でも5年間の経過措置を設けておりまして、この5年間の間に国が定めております基準にもっていくようにして、本町において、認可外保育所に通っている方についても基本的には北海道に届けて基準を満たしているという状況ではありますので、基本的には現状は問題がないと感じているところでございます。
- 委員長（東口隆弘） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 問題がないというふうにおっしゃられますけれども、基準そのものは全然違うんですよね。もちろん、基準が違うから認可されてるところとそうじゃないところがあるんですけれどもね、例えばですね、まず基準っていいましたら、子どもさんの人数に対する保育士の資格、あるいは人数、それから面積ということになりますけれどもね、その認可保育所は、改めて上げる必要はないと思いますけれども、認可されていない保育所の基準というのは、本当に曖昧な基準というふうに言っているんでしょうか。まず、資格要件ですね。これは認可保育所は、保育士の資格が無かったら駄目ですけれども、無認可については、2分の1以上いけば良いという程度なんですよね。それから一人当たり

の面積に対しても、例えば、0、1、2歳児でしたら、1.58坪というふうにありますけれども、認可保育所でしたらそれに、ほふく室ですとかね、どんどん子ども達が必要とする面積が加えられてそこが、クリアされているかどうかで初めて認可されているんですよね。ところが、無認可は一切そういうのがない。つまり、狭い部屋でずっと保育されている。今、その5年間で変わるというふうにおっしゃいましたけれども、この基準を満たしていないところがあるんですよね。そこについて指導して、一応、最低基準をクリアするようになっていくことですから、保育の質の改善には、全然繋がらないんです。ここは町内にもある施設ですからね、やっぱりきちんと指導をして、いわゆる認可保育所の基準にもっていくような姿勢を町が持つべきだと思うんですけどどうですか。

○委員長（東口隆弘） 保育係長。

○保育係長（菅原隆行） 認可外保育所に係る基準についてのお話かと思いますが、今おっしゃられたとおりですね、認可保育所に比べますと保育士の配置の基準については緩いものとなってございます。ただですね、それによって必ずしも保育の質が低いということに直結するということとは思っていないんですね。それは、あくまでも最低基準でございまして、それを上回るように各施設、努力いただいているものと考えております。町内の認可外保育所だと1か所ございますが、そちらについてもですね、道に届出を行っておりまして、基準を満たして、良好な運営はされているものと考えております。以上です。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 係長の認識と私の認識とちょっと違うので、もう一回申し上げますとね、保育所は保育士の資格が必要だ。全部そうですね。認可外の場合にはですね、例えば、0、2歳児までは保育士の資格がなくても保育に従事することができる、企業の参入もできる。また、地域型保育事業の認可、これまあ、市町村がやるんですけれどもね。そういう基準なんです。最初から。それを努力してくれることはもちろん望みますけれども実態がどうなのか。認可外の保育所がね、本当に係長がおっしゃるように、全員保育の資格を持ってられる方が従事されているんでしょうか。例えば、認可外はここと言えば病院内保育所が1か所あります。それから、サポーター制度ですか。保育ママさん制度であります。それから、これ実態あるかどうかわかりませんが、いわゆる子どもさんを短時間で預かる制度ですね。その家庭に行って。そういうのもお金があたりになっているんですけれども、その辺の認可保育所と認可外保育所の違い、それから町内でこの認可外保育所ってというのが、どういう実態で行われているのか。おさえていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 認可外保育所の無償化に係る部分については、10月以降からということでございますので、条例改正が可決されました後に、本町の利用されている児童の認可外保育所が、どういう実態があるかを今後、10月前に必ず確認させていただくと。

○委員長（東口隆弘） 今までの質問は、議案50号から議案54号までの全体を通しての質問が多いかなと思っております。本委員会が付託をされております議案第50号、幼稚園関係についての質疑をしていただけることを望みます。

以上です。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そのように思って臨んできたんですけれども、資料いただいたものからついつい。わかりました。心配なので、今の件で一言申し上げておきますと、認可

外保育所の基準というのは現在、保育所については、保育士はおおむね3分の1以上いれば良し。ここに保育士ではなくて、看護師資格でも良しと。それから面積は1人当たり1.65平米。それから、0歳から2歳児については、本来は、ほふく室などが必要ですがそれでもそれもないと。それから、3歳から5歳以上について1.98平米。この基準に当てはまったら5年間は、出しますよということです。ですから6年後からこれより低いところが例えばまた基準に当てはまれば続くということですね。それで、これを認可保育所の基準に持っていけるような働きかけが必要だというふうに思いまして、質問をいたしました。

それでは、議案第50号に戻ります。ここで何点かあるんですけれども、1つ確認をしておきたいんですけれども、幕別町で、幼稚園ということになると先ほど言いましたようにわかば幼稚園と幕別幼稚園。町内には2か所ですね。これを幕別幼稚園につきましては、新制度に移行されておりませんね。これは、保育所の運営をする方の考えによってどちらでもよいふうになっているので選ばなかったと思うんですけれども、町としては、ここにも給食は提供され、そして、無償化というのは、同じようにされていくんでしょうけれども、今後幕別幼稚園は新制度に移行する考えをお持ちなのかどうか。そういうことも協議されているのか伺います。

○委員長（東口隆弘） 保育係長。

○保育係長（菅原隆行） 幕別幼稚園が新制度への移行があるのかどうかというお話かと思いますが、移行年度については、まだ具体的には決まっておりませんが、移行した場合、どのように変わるのかですとか、例えば、今は幼稚園ですけれども、これが認定子ども園に拡大した場合にどういった形になるのかといった相談は、受けている状態でございます。以上です。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。認定子ども園ってということになりますとね、またメリット、デメリット生まれてくることも想定されますので、十分協議を重ねられて、町内の子ども達が必要な幼稚園での教育や保育が受けれるように臨んでいただきたいと思います。

2点目は、新制度の基で、現在もそうですが、延長保育というのが幼稚園でも可能になってきていますね。これの実態はどうでしょうか。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田哲） わかば幼稚園におきましての延長保育でございますが、1時間当たり200円いただいております、上限を4,000円と定めているものでございます。利用者につきましては、毎月5名ほどの方がご利用いただいているという状況でございます。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 幕別幼稚園の方はおさえてらっしゃらないのですか。

○委員長（東口隆弘） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田哲） 幕別幼稚園の方は、我々ではおさえていない現状でございます。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 無償化に伴いまして、全国的には幼稚園の利用者が増えていくというおさえであります。当然、うちもそういうことが考えられると思うんですよね。その場合に、ここのわかば幼稚園とそれから幕別幼稚園の差と言ったらおかしいですけれども、出てこないような、要請も含めて、調整が必要になってくるんだらうと思います。そこだけじゃなくて、いずみ幼稚園ですとか、帯広にも出ておりますので、その辺の延長保育が可

能なようにするべきではないでしょうか。それとですね、認定子ども園のお話がありました。幕別町のわかば幼稚園は幼稚園として新制度に移行されておりますけれども、これは、このままの考えで、今後も園を運営される考えでしょうか。つまり、認定子ども園っていうことは考えていないのか。

○委員長（東口隆弘） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 本町においては、平成27年度に策定いたしました子ども子育て支援事業計画。現在、見直しの中で31年度以降、令和元年度以降に令和2年度から始まります第2期の計画の中で、今後5年間の中でどのように、認定子ども園、特に本町地区の部分については、どのように整備していくか、今年度の策定において考えております。ただ、整備時期についてはそこまではまだ話合われていない状況であります。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 新制度の中で幼稚園の役割も変わってきてまして、本来は文科省直轄で教育ということが中心でありましたけれども、今度は保育の部分も幼稚園が受け持つと。これもずっと古くから、厚労省と文科省とのその官庁の縦割り行政、その弊害みたいなものが言われてきていまして、その点での構想としてもその認定子ども園というの打ち出されてきた経過がありました。私、お尋ねしたのは、そういう好む好まざる別に新制度が、保育の役割も幼稚園の中に位置づけて、そういう人も受け入れられるというふうに、してきているものですから、当然その保護者の方は預けやすい保育所、幼稚園の区別あんまりなくなって預けやすい方に預けていくということも出てくるんだろうというふうに思います。幕別町は今、待機児童の問題がありました。これも50号とは違うので、本当はどれだけいてどう対処するかとお尋ねしたいんですけども、しかし、幕別幼稚園との関係で幼稚園の方が保育にも力をいれるようになることも新制度に移行した場合には考えられるということも含めましてね、これから第2期計画を持たれるということでもあります。要は必要な子ども達がきちっと保育を受けられる教育が受けられる。教育はあまり望みませんけれども、そういうことを念頭に計画に臨んでいただきたいと思います。大変申し訳ありません。前段に戻るんですけども、一番最初に給食費のことをお尋ねしました。徴収はそこそこの施設ということでありました。保育所に、保育士に新たな負担がかかっていくと思うんですけどね、お金の管理も含めて、当然、期日までに払われないというようなこともあったりすると、それは保育士の仕事としてやっていかなければならないんでしょうか。

○委員長（東口隆弘） こども課長。

○こども課長（西田建司） 給食費の徴収の関係でございます。まず、今回の幼稚園そしてへき地保育所そちらの方については、町内の給食センターに納められている。それを各施設にということなんですけれども、基本的には、同様の納付書、幼稚園とへき地保育所については納付書の方でお渡しするという形なので、各施設の方で徴収業務ということは直接的には出てこないのかなと思っております。ただ、幕別幼稚園については、施設の方でこれまでも徴収しているというふうにお伺いしておりますので、施設の方で徴収されるということでございます。以上です。

続いて、保育所なんですけれども、保育所の方もこれまで保育料ということで一応含まれて徴収しておりましたので、それも引き続き、納付書の方で徴収させていただくというものでございます。また、私立保育園につきまして、青葉、南、2か所、2園ありますけれども、そちらの方についてはそれぞれの施設で徴収するようただ今、どのような徴収方

法にするかということを検討されているというふうに、協議の方もさせていただいているところでございます。

○委員長（東口隆弘） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。特別保育士に負担がかかるようなことはない、それで納付書でありますから、当然こちら本町の方で対処されるということですね。わかりました。それでですね、最後の質問になるんですけれども、財源の問題です。消費税を増税して2%分の中から充てられるということでこのこと自体が、累進課税から逸脱しておりまして、必要となった費用が新たに生じたらまた増税ということも心配される頃です。そのうえですね、今回の国の予算のあり方、2019年度につきましては、全額国庫ということでもありますね。これは問題ないと思うんですけれども、2020年度からは公設については、10分の10がその自治体だと、交付税措置するということですよ。結果としては、全部国で出すんだらうと思うんですけれども、国税は、動くものです。そうすると縮小される危険性も十分ある。国も無償化として、制度を打ち出す以上は国の責任できちっとやるように町の姿勢は持つべきだと思うんですけれども、その財源に対する考えはどうか。

○委員長（東口隆弘） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 今年度については、全国市長会ですとか、町村会からの要請、要望を受け、今こういう形で決着しております。当然、来年以降については、交付税の中でどういった形で基準財政需要額を算入されるのか、これは十分に吟味して、適切でないと判断した時にはもちろんそれは、町村会等と歩調を合わせまして要請等をしていかなければならないと考えておりますが、現時点においては、交付税の中身等についてはまだ示されておきませんので、それを待つということでもあります。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方はお願いします。

小島委員。

○委員（小島智恵） 少し大枠の質問になるんですけれども、無償化によってですね、少子化問題や保護者の負担軽減という意味では、喜ばれることだなと思うんですけれども、無償化によってですね、よりお子さんを預けたいという方が増えていくのではないかというふうには思うんですけれども、そういった時に、今現在も保育士さんの人材が集まりにくい状況下の中で今後、やっぱり無償化によって預けられるお子さんが、私は増えていくんじゃないかなというふうには予測はするところなんですけれども、その辺のところはどういうふうに予測されていますでしょうか。また、そういう受け入れ態勢なども、どういうふうに今後考えてらっしゃいますでしょうか。

○委員長（東口隆弘） こども課長。

○こども課長（西田建司） ただ今の質問なのですが、先ほど、住民福祉部長からのお話ありましたように子ども子育て支援事業計画のこちらの方の第2期、令和2年度からの計画ということで策定中でございます。その中で、量の方を子どもさんの人数であったり、その辺の設計を的確に把握しながら人員だとか、施設、そちらの整備に進めていくというようなことであります。以上です。

○委員（小島智恵） 無償化によってやはり増えていくというような、今現在はお考えでしょうか。

○委員長（東口隆弘） こども課長。

○こども課長（西田建司） 失礼いたしました。ただ今の質問でございます。ただ今の無償化によって増えるかどうかも含めて、そちらの子ども子育て支援事業計画の方に反映して

計画を立てていくということですが、最終的には幼稚園と保育所、それぞれの枠というのは、ある一定枠でございます。その中で、3歳以上、今回無償化ということですので、幼稚園と保育所、そちらの方での動きというのは出てくるのかなというふうに今回の無償化については、分析しております。以上です。

○委員長（東口隆弘） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

質疑がないようです。それでは本日の総務文教常任委員会はこの程度に留めさせていただき、明日また午前10時より委員会を開きますので、順次進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。質疑は終了といたしたいと思います。

○委員長（東口隆弘） それでは、以上を持ちまして本日の総務文教常任委員会は閉じさせていただきます。

（閉会 11：48）